

## ～事業系ごみの正しい処理とリサイクルにご協力ください～

### 【事業系ごみとは】

店舗、事務所、工場、病院、学校など規模や営利・非営利に関わらず事業活動に伴い生じたごみをいい、これらのごみの発生から処分までの最終的な責任は排出事業者にあります。

### 『廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）』

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

### 【事業系ごみの種類】

- 産業廃棄物：廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定められた20種類のものをいいます。
- 事業系一般廃棄物：事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外のものをいいます。

### 【本市の事業系一般廃棄物の状況】

本市における総ごみ排出量のうち約45%が事業系ごみであり、長野県全体では約30%であることから、他の自治体に比べ事業系ごみの排出量が非常に多いといえます。

松本クリーンセンターで実施している搬入物検査では、事業所から排出された可燃ごみに産業廃棄物や資源化可能な紙類の混入が確認されるなど、ごみの適正処理と資源化の推進には事業者の皆様のご協力が欠かせない状況です。

### 【産業廃棄物の代表的な例】

- 金属くず、ビニール類、プラスチック、発泡スチロール、ガラス、陶磁器、蛍光管、乾電池など

### 【事業系一般廃棄物の代表的な例】

- 食品の食べ残し、調理くず、古紙、木くずなど（可能な限り資源化をお願いします！）
- ※ 業種によっては産業廃棄物になる場合があります。

## 事業系ごみを適正に処理するために！



### 【廃棄物保管場所の整備】

- ごみの分別方法について、図や写真等を用いて分かりやすく表示しましょう。
- 分別したごみは種類ごとに保管しましょう。

### 【分別ルールの共有】

- ごみの処理方法について、朝礼や会議の場で周知するなど、社内で分別ルールを共有しましょう。

### 【資源化の推進】

- ごみはしっかり分別し、可能な限り資源化しましょう。
- 紙類は可燃ごみへの混入が多いものの一つです。資源化することで、ごみ量と処理経費の削減につながります。

※ 一般廃棄物であっても資源化できる紙類は、松本クリーンセンターへは搬入できません。

### 【適正な契約】

- 事業系ごみの処理は、一般廃棄物、産業廃棄物のそれぞれの収集運搬許可を持った業者に委託するか、許可を受けた処分施設に自ら搬入してください。
- 産業廃棄物の収集運搬や処分を委託する場合は、ごみの種類に応じて許可を受けた業者と書面により契約する必要があります。

※ 事業系ごみは、少量であっても市が収集する町会ごみステーションに出すことはできません。

【お問い合わせ】 環境エネルギー部 環境業務課

TEL：47-1096 MAIL：kankyo-s@city.matsumoto.lg.jp